

平成 19 年 5 月 22 日

各 位

東京都渋谷区東 1 - 2 6 - 2 0  
アルファグループ株式会社  
代表取締役会長 吉岡伸一郎  
(JASDAQ・コード番号3322)  
問合せ先  
取締役管理本部長 猪野由紀夫  
電話番号 03-5469-7300 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成19年6月28日開催予定の第10回定時株主総会にて第1号議案に付議する予定の「第10期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類承認の件」の承認を得られた場合において、当社は会社法上に定める「大会社」の適用を受けることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

取締役の職務執行の監督をより効率的に行うために監査役会を新たに設置し、これに伴い、第4条(機関)への「監査役会」の設置、第5章「監査役」に「監査役会」を加え、第31条(常勤の監査役)、第32条(監査役会の招集通知)、第33条(監査役会の決議方法)、第34条(監査役会の議事録)を新設するものであります。

第4条(機関)への「会計監査人」の設置、第6章に「会計監査人」の章を新設し、第37条(会計監査人の選任)、第38条(会計監査人の任期)、第39条(会計監査人の報酬等)を規定し、また会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように第40条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

上記変更に伴い、条文の繰り下げ等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日(木)  
定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日(木)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条(条文省略) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機 関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役</p> <p>第5条～第27条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第28条～第30条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第31条～第32条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条～第36条(条文省略)</p>	<p>第1条～第3条(現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機 関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第27条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第30条(現行どおり) <u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定 する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日よ り3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある ときには、この期間を短縮することができる。</u> <u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合 を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結 果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記 載または記録し、出席した監査役がこれに記名押 印または電子署名する。</u></p> <p>第35条～第36条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第37条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の 決議がされなかったときは、当該定時株主総会に おいて再任されたものとみなす。</u> <u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の 同意を得て定める。</u> <u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第40条 <u>当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当 する場合には賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基づく賠償責 任の限度額は法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条～第44条(現行どおり)</p>